

京都市訓令甲第 33 号

教育委員会事務局

学 校

幼 稚 園

教 育 機 関

京都市教育長等専決規程の一部を次のように改正する。

平成25年3月29日

京都市長 門 川 大 作

第5条第2項中「教育環境整備室長，情報化推進総合センター所長」を「学校事務支援室長，教育環境整備室長」に改め，同条第11項本文中「課長又は」を「課長，学校事務支援室長又は」に改め，同項ただし書中「担当課長が」を「副室長又は担当課長が」に改め，同条中第13項を削り，第14項を第13項とし，第15項を第14項とし，第16項を第15項とする。

別表課長（教育機関の課長を除く。），教育環境整備室長，情報化推進総合センター所長，体育健康教育室の保健安全課長，生涯学習部の生涯学習推進課長及び施設運営課長，総合教育センター研修課長並びに京都まなびの街生き方探究館企画推進室長の項中「課長を除く。」の右に「，学校事務支援室長」を加え，「，情報化推進総合センター所長」を削り，同表教職員給与課長の項中「教職員給与課長」を「学校事務支援室長」に改める。

附 則

この訓令は，平成25年4月1日から施行する。

(行財政局人事部人事課)